

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成29年12月12日（火）

担当課：市民経済部 産業活性課

件 名：（仮称）大和市企業活動振興条例等の制定について

提出理由：大和市企業活動振興条例等を制定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・本市ではこれまで、市内企業が融資を受けた際の補助や展示会の出展料の補助等を中心に、産業政策に取り組んできた。
- ・近年の市内企業の動向として、経済情勢の変化や企業のグローバル化により、市外転出などが見受けられる。
- ・こうした状況を踏まえ、市として、企業活動の振興に関する施策を充実し、総合的な推進を図る必要がある。

2. 条例制定の基本的な考え方

- ・企業活動が、地域経済活性化の観点から重要な役割を果たしていることに鑑み、企業活動の振興に関する市の基本的な考えを明らかにする。
- ・併せて、企業活動を振興するための奨励措置についても定める。

3. 条例に定める主な内容

(1) 基本理念

- ・市内企業の操業継続、本市の特性を生かした企業の誘致、創業を推進する。
- ・働きやすい職場づくりや従業員の健康づくり、地域貢献の取り組みを推進する。
- ・企業と市は協力、連携する。

(2) 市の責務

- ・基本理念にのっとり、企業活動の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(3) 企業の役割

- ・基本理念にのっとり、経営基盤の強化及び就業環境の改善に努めるものとする。
- ・周辺地域と調和を図り、災害時の対応等、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(4) 奨励措置

- ・予算の範囲内において奨励措置を講ずる。

4. 奨励措置の内容等

(1) 奨励措置を受けるための要件

- ・対象業種：製造業、情報通信業、自然科学研究所
- ・納税：国、県、市税を完納していること
- ・投下資本額：以下のとおり

	大企業	中小企業
新規立地 (市内への新規進出)	3億円以上	3千万円以上
市内事業者の 事業拡大	2億円以上	2千万円以上
市内事業者の 設備投資	1億円以上	1千万円以上

(2) 奨励内容

① 新規立地奨励金

市内へ新たに進出した事業者に対して、投下資本の10%（ロボット産業は20%）を交付（上限有、1回限り、5年分割）

② 事業拡大奨励金／③ 設備投資奨励金

3年以上操業の市内事業者が事業の拡大のために増築等を行った場合、または、設備投資を行った場合、投下資本の10%（ロボット産業は20%）を交付（上限有、5年分割）

④ 投資促進奨励金

①～③の奨励を受け、新規に取得した固定資産の固定資産税、都市計画税相当額の1/2を交付（3年間）

⑤ 賃貸オフィスビル等入居奨励金

市内で1,000㎡以上のオフィスビル等を新たに賃借し、1年以上操業した際、賃料の1/2を交付（上限有、1年分）

⑥ 健康企業奨励金

3年以上操業の市内事業者が、規則で定める社員の健康増進に取り組む企業として市長の認定を受けた際、100万円を交付（1回限り）

(3) 計画の認定

- ・奨励措置を受けようとする企業は、事前に立地や事業拡大等に係る計画を市に提出し、認定を受ける。

(4) 認定の取消し等

- ・認定を受けた企業が5年以内に事業を廃止した場合等は、認定を取り消し、奨励金の返金を求める。

(5) その他

- ・条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

経 過

H21.2 大和市中小企業融資制度要綱、大和市中小企業融資利子補給制度要綱の施行

H21.4 大和市中小企業信用保証料補助要綱の施行

H22.3 企業活動促進支援事業補助金交付要綱の施行

今後の予定

H30. 1 市民意見公募手続の実施

H30. 2 議案提出

H30. 4 条例及び、施行規則の施行